⑷　手続きにおける交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑺　本案件は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。
⑻　技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
⑼　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SAWAMURA Manabu, Director of Toyooka Office of River and National Highway Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Subject matter of the contract : Preliminary design, etc. for the KinosakiRoad main line bridge.
⑶　Time limit to express interests by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. 22 June 2026
⑷　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. 17 August 2026
⑸　Contact point for tender documentation : Center of General Affairs Hyogo National Highway Office Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―11, Hatoba-Chou, Chuo-Ku, Kobe-Shi, Hyogo-Ken, 650―0042, Japan TEL : 078―393―0200

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり提案書の提出を招請します。
令和８年６月12日
大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構長　浅井　祥仁

◎調達機関番号　416　◎所在地番号　08

○第１号

1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　高エネ研つくばキャンパスエネルギーサービス事業
⑶　事業場所　茨城県つくば市大穂１－１　高エネルギー加速器研究機構つくばキャンパス
⑷　事業内容　民間事業者のノウハウ及び資金等を活用し、エネルギー供給の安定化、エネルギーコストの最適化及び環境負荷の低減を図ることを目的として、本エネルギーサービス（ＥＳ）事業に係る統括管理、設計、施工及び維持管理業務を実施する。
⑸　事業期間　基本協定書締結日の翌日～2044年３月31日（予定）まで　ただし、基本協定書締結日の翌日から2029年３月までは、当該事業の準備期間とする（詳細は、募集要項等による。）
⑹　施設概要　本事業では、常用発電設備（合計11MW以上）、排熱利用型吸収式冷凍機及び非排熱型冷凍機（冷凍能力600USRT以上×４か所）等を整備し、エネルギー利用の安定化、省エネルギー化及び環境負荷低減を図る。また本施設は、研究施設、実験施設及び関連施設を有する研究拠点であり、原則として24時間365日の運用を行っている。

2　競争参加資格
⑴　基本的要件
①　本事業の参加表明書及び提案書を提出しようとする者（以下「応募者」という。）は、⑵応募者の参加資格要件の全てを満たす単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。
②　応募者がグループの場合、次に掲げる要件を満たすこと。
ア　グループの構成員の数は２以上４以下とする。
イ　グループの各構成員が、統括管理業務、設計業務、施工業務、維持管理業務、その他の各業務のうち、担当する業務を参加表明書及び参加資格確認書類の提出時において明記すること。
ウ　グループの構成員のうち統括管理業務を担当する企業が代表者となり、参加表明時に代表企業を明記し、代表企業が本機構との窓口となり応募手続きを行う。ＥＳ事業者に選定された場合には、ＥＳ事業期間にわたり、代表企業がＥＳ事業者を代表して本機構への役務提供ならびに本機構からの対価支払いの窓口となる。
エ　技術提案書の提出以降に本事業運営を目的とした特定目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）等を設立することも可能とするが、設立条件等に関して本機構と協議のうえで合意を得ることを前提とする。
オ　ＥＳ事業を実施する構成員以外に、上記イを主で担当する協力者についても参加資格等の審査対象とする。なお、協力者は、複数の応募者の協力者を兼ねることは妨げない。
⑵　応募者の参加資格要件
①　応募者に共通の参加資格要件
１）参加表明書等の提出期限から優先交渉権者の選定までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付17文科施第346号文教施設部長通知）及び「物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領の制定について」（平成18年12月20日付18文科会第598号会計課長通知）に基づく指名停止措置並びに大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構建設工事等に係る事務処理要領第34条及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
２）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
３）構成員のいずれかが、他の応募者の構成員でなく、他の応募者の構成員と資本関係や人的関係を有しないこと。
４）支払い義務のある租税公課を滞納していないこと。
５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（詳細は募集要項による）。
②　統括管理業務を担当する企業の参加資格要件
１）日本国内において既に設備の運用を開始しているES事業（ＥＳＣＯおよびＥＳＰ事業を含む）の実績を有すること。
２）令和７・８・９年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「Ａ又はＢ」の等級に格付けされていること。
３）応募者を代表しＥＳ事業全般にわたり本機構との窓口となり、各業務の取りまとめ役となる「統括責任者」を選任できること。統括責任者は他社からの出向社員でも差し支えないが、100％出向の常勤社員であること（兼務出向不可）
③　設計業務を担当する企業の参加資格要件
１）文部科学省における令和７・８年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）の参加資格において「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。（なお、参加表明書提出時点において当該資格の取得手続中である場合も参加可能とする。ただし、技術提案書提出期限までに当該資格の認定を受け、参加資格確認書類を提出すること。）
２）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条１項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。